

発議案第3号

ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成27年3月26日

| | | |
|-----|---------|------|
| 提出者 | 上越市議会議員 | 宮崎政國 |
| 賛成者 | 同 | 石田裕一 |
| 同 | 同 | 滝沢一成 |
| 同 | 同 | 瀧澤逸男 |
| 同 | 同 | 上野公悦 |
| 同 | 同 | 上松和子 |
| 同 | 同 | 柳沢周治 |
| 同 | 同 | 内山米六 |
| 同 | 同 | 永島義雄 |
| 同 | 同 | 石平春彦 |

ヘイトスピーチ等を規制する法整備を求める意見書

最近、特定の国や民族あるいは人種への差別や憎悪を煽る言動、いわゆるヘイトスピーチが行われ、社会問題化しています。

昨年7月、国連自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。国連・人種差別撤廃委員会も、人種及び社会的マイノリティーへの差別的な表明や暴力に断固として取り組むことや、ヘイトスピーチに対しては適切な手段をとること、そうした行為に責任のある個人・団体を訴追したり、ヘイトスピーチをする政治家・公人に制裁を科すことなどを政府に勧告しています。

2009年の京都朝鮮第一初級学校に対する襲撃事件では、昨年12月9日の最高裁決定により、大阪高裁判決が確定しました。ヘイトスピーチは単なる侮蔑にとどまらず、在日韓国・朝鮮の人々に対する社会的排除と暴力であり、決して許されるものではありません。

規制については、表現の自由など複雑な要素が入った難しい課題を抱えていることは承知していますが、現在、国会においても、ヘイトスピーチ対策等に関する検討プロジェクトチームや超党派の議員連盟で鋭意検討されています。

もとより上越市は人権都市として、多文化共生によるまちづくりを市民が主体となって進めてきています。今後、さらに人権を尊重し、人々が自由かつ平等で安全安心に暮らすことができる環境を充実発展させることが望まれます。したがって国におかれては、ヘイトスピーチ被害に対し、有効な調査及び対策を検討するよう求めるものです。

国及び当市においては、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす取り組みを重ねてきていますが、これらの国際的な勧告を重く受けとめ、より踏み込んだ対応に向けて取り組む必要があります。ヘイトスピーチを放置することは、国際社会における我が国への信頼を失うことにもつながりかねません。

よって、国会並びに政府におかれては、人種及び社会的マイノリティーに対するヘイトスピーチを含む差別を規制する新たな法整備を速やかに行うことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月26日

上 越 市 議 会